【資料６】

公園施設設置許可制度における公園使用料の考え方について

１ 許可の種別及び対象

「公園施設設置許可」（都市公園法第５条）

事業者が所有権を有するものに対して、当該事業者に都市公園用地内に設置を許可する行政処分

２ 適用する公園使用料

　　設置する施設に応じて、それぞれの使用料を適用します。

[大阪市公園条例別表第３（第 14 条関係）]

１ 公園施設を設ける場合の使用料

①売店（都市公園法上の公園施設（便益施設）で、物販を伴うもの）

使用料：設置許可（6,000 円以上/㎡・年）

適用例）通常の売店、レストラン、食堂 など

※イベントなど催事の際に一時的に出店される露店営業は、原則として含みません。

②その他施設（都市公園法上の、上記（１）以外の施設）

使用料：設置許可（1,500 円以上/㎡・年）

適用例）管理事務所、便所、通路、一般園地、休憩所、倉庫、集会所など

※使用料区分及び額は、大阪市公園条例、条例施行規則等の改正により、変更となる場合があります。

３ 公園使用料の算出方法

○個々の公園施設が独立して都市公園法上の公園施設である場合

事業者が設置する個々の公園施設（建物を含む）が、独立して都市公園法上の公園施設のいずれかに該当する場合は、その公園施設の種別及び大阪市公園条例の使用料区分（売店かその他施設か）に応じて、該当する公園使用料を徴収します。

○一の公園施設が複合的な要素を含む場合

事業者が設置する公園施設として位置付けられる一の建物で、複合的な要素を含むものについては、その全てを都市公園法上の一つの公園施設（便益施設としての売店のみなど）と見なすのではなく、各公園施設の複合施設と見なし、それを構成する個々の施設（店舗等）の区分に応じて、それぞれに適用される市公園条例上の使用料を徴収します。

適用例２）土産店（便益施設・・使用料区分「売店」、適用使用料①）

管理事務所（管理施設・・使用料区分「その他」施設、適用使用料②）

便所（便益施設・・使用料区分「その他」施設、適用使用料②）

通路（園路・広場・・使用料区分「その他」施設、適用使用料②）

休憩所（休養施設・・使用料区分「その他」施設、適用使用料②）

で構成される複合施設

[積算]土産店面積○㎡×6,000 円＋管理事務所面積○㎡ ×1,500 円＋・・・

※ただし、使用料は垂直投影面積により算出するため、一の建物の各階層（この場合、垂直に投影した区域を想定）により異なる使用料区分（「売店」と「その他施設」）となる施設を設置する場合は、使用料区分は「売店」を適用します。

